

報 告 第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 8 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月6日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 34万9,646円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和4年12月11日午後6時35分頃、市道東田光明寺線と市道東田国領線との交差点（東田二丁目甲1631番1地先路上）において、強風により倒れたカーブミラーが、右折のため停車していた軽自動車に接触し、車両を損傷した。